

八代市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

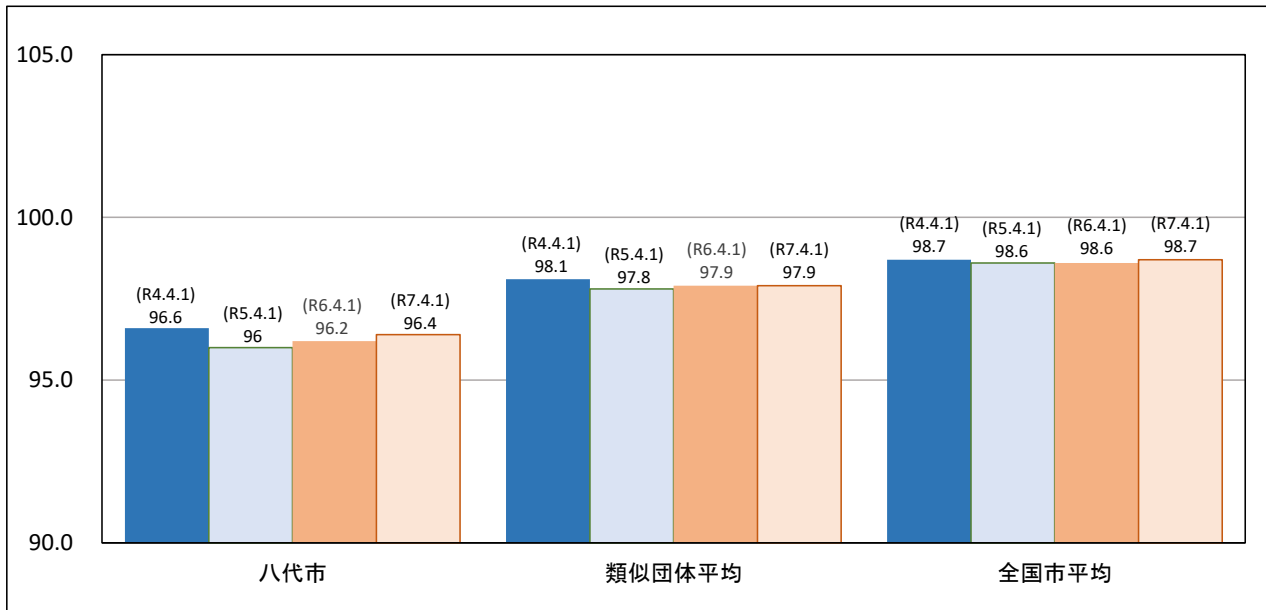
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	120,023	71,852,943	1,641,169	9,338,865	13.0	12.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	995	4,002,572	605,753	1,636,233	6,244,558	6,276	6,312	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため省略。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】

国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期)

令和7年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。（国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準0%に対し、八代市においても0%

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	0%	0%
八代市の支給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八代市	43.8 歳	332,000 円	383,655 円	355,291 円
熊本県	42.6 歳	333,200 円	404,955 円	358,647 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	42.7 歳	330,541 円	396,248 円	360,601 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
八代市	50.9 歳	10 人	353,000 円	367,190 円	359,260 円	—	—	—	—
うち学校給食員	50.8 歳	7 人	352,900 円	363,373 円	356,258 円	飲食物調理従事者	45.5 歳	233,400 円	1.56
うち自動車運転手	*** 歳	0 人	*** 円	*** 円	*** 円	乗用自動車運転者	61.2 歳	200,300 円	—
うちその他	51.3 歳	3 人	353,400 円	376,200 円	366,400 円	—	— 歳	— 円	—
熊本県	55.7 歳	137 人	329,000 円	364,196 円	342,396 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	— 円	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	52.7 歳	30 人	334,358 円	360,227 円	346,719 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
八代市	—	—	—
うち学校給食員	6,080,349 円	3,181,600 円	1.91
うち自動車運転手	*** 円	2,531,000 円	—
うちその他	6,277,588 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4～令和6年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		八 代 市	熊 本 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	185,700 円	192,400 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

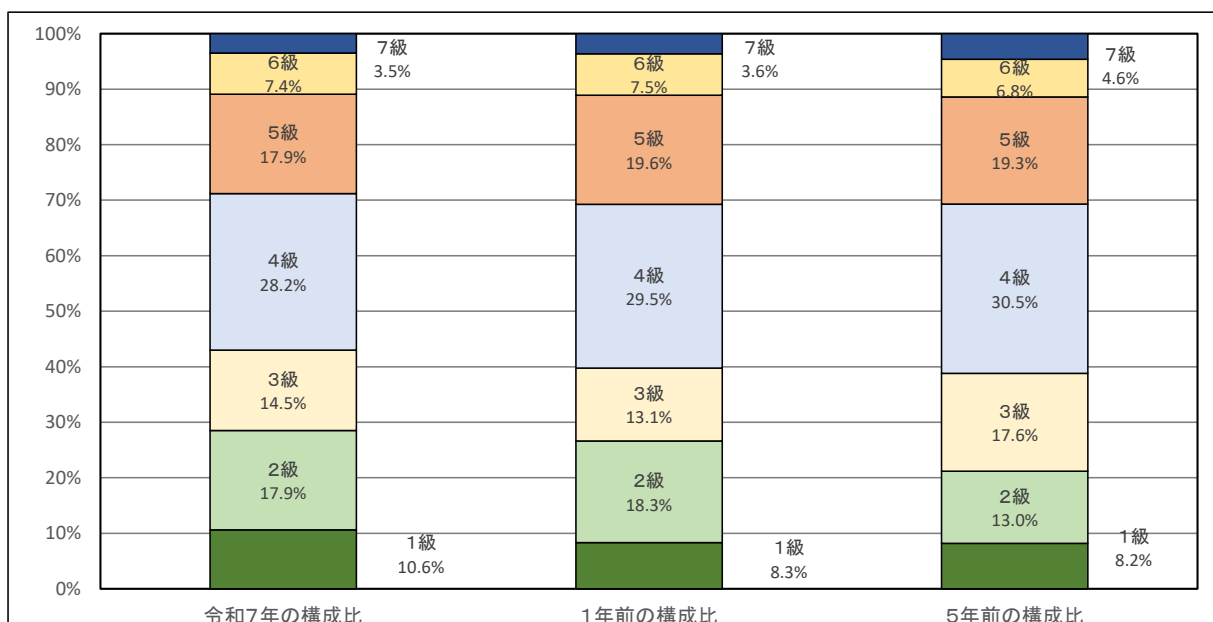
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	285,869 円	365,697 円	385,212 円	396,096 円
	高 校 卒	262,475 円	320,500 円	356,555 円	380,760 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	342,200 円	355,700 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

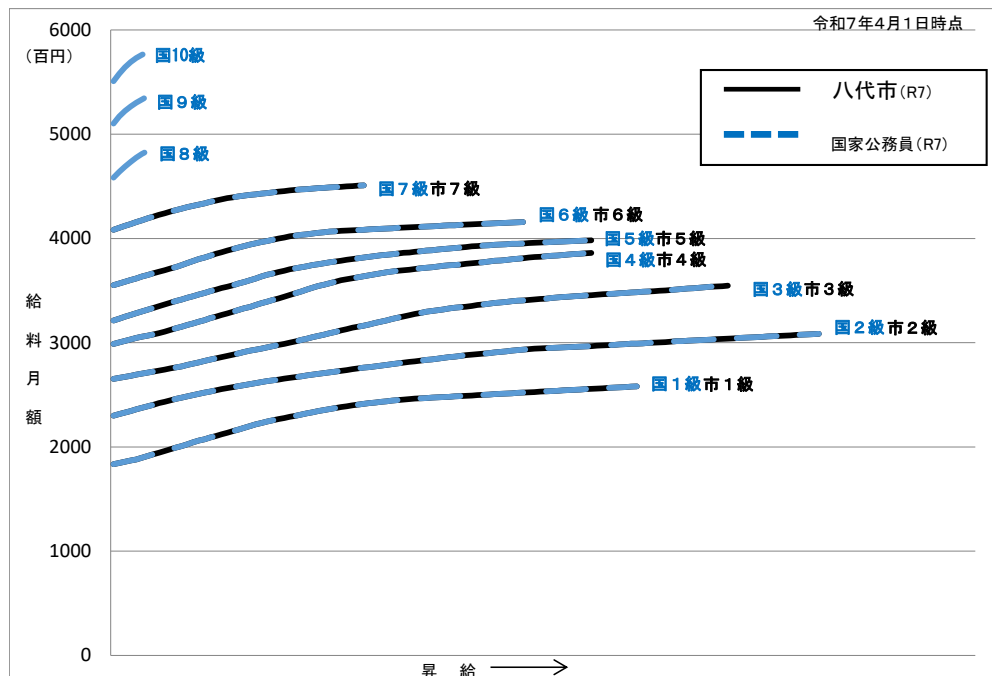
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長及び高度な知識経験を必要とする業務を行う部次長の職務	30 人	3.5 %	408,300 円	450,900 円
6 級	部次長及び高度な知識経験を必要とする業務を行う課長の職務	63 人	7.4 %	355,200 円	415,700 円
5 級	課長及び高度な知識経験を必要とする業務を行う課長補佐の職務	152 人	17.9 %	321,300 円	398,200 円
4 級	課長補佐及び高度な知識経験を必要とする業務を行う係長の職務	239 人	28.2 %	298,800 円	386,100 円
3 級	係長及び主任の職務	123 人	14.5 %	265,300 円	354,700 円
2 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	152 人	17.9 %	230,000 円	308,500 円
1 級	主事及び技師の職務	90 人	10.6 %	183,500 円	258,100 円

- (注) 1 八代市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））



(3) 昇給への人事評価の活用状況（八代市）

令和7年4月2日から令和8年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八代市	熊本県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,704 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,860 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（八代市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）		/		/	
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

八 代 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%） （退職時特別昇給 なし）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）		
自己都合 応募認定・定年 1人当たり平均支給額 3,019 千円 22,194 千円			-		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績（令和6年度決算）			3,499 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			608,609 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
東京都のうち特別区	20 %	5 人	20 %	
大阪府のうち大阪市	16 %	0 人	16 %	
福岡県のうち福岡市	9 %	1 人	9 %	
その他（医師等）	16 %	0 人	16 %	

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		2,203 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		16,448 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		13.0 %	
手当の種類（手当数）		10種類（21手当）	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 令和6年度決算	支給単価
税務手当	市税の賦課又は調査のため個別訪問したとき	101 千円	日額 250円
	市税の徴収のため個別訪問したとき	8 千円	日額 300円
	動産の差押え又は差押物件の引揚げに直接従事したとき	5 千円	日額 300円
福祉業務手当	ケースワーカー、査察指導員又は面接員が生活保護法の規定に基づき、調査又は指導に直接従事したとき	1,088 千円	日額 250円
	関係法規に基づき、老人又は心身障害者の施設入所等のため外勤して面接又は調査に直接従事したとき	1 千円	日額 200円
	行旅病人の救護又は収容に直接従事したとき	— 千円	1回 1,000円
	行旅死亡人の収容に直接従事したとき	— 千円	1回 2,000円
感染症防疫作業手当	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いがある患者の救護等又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがある物件等の処理作業に直接従事したとき	— 千円	日額 400円
特別作業手当	ごみ処理施設に勤務する職員がごみ収集作業又は塵芥処理作業に直接従事したとき	96 千円	日額 350円
	ごみ処理施設に勤務する職員	692 千円	日額 100円
	犬、猫等の死体の処理作業に直接従事したとき	138 千円	1件 400円
	遺体の埋葬、火葬その他の必要な措置に直接従事したとき	— 千円	日額 800円
	人体に有害な薬品を使用して消毒作業に直接従事したとき	1 千円	日額 300円
	人体に危険な有害薬品を使用して化学分析業務に直接従事したとき	— 千円	日額 250円
訪問指導手当	保健師、栄養士、看護師又は作業療法士が関係法規に基づき、訪問指導に直接従事したとき	— 千円	日額 200円
用地交渉手当	公共事業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償の交渉業務のうち市長が困難であると認めるもので直接権利者と交渉に当たったとき	71 千円	日額 470円
公共土木施設災害応急作業等手当	市が管理する河川の堤防又は道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあるものにおける巡回監視又は応急作業に直接従事したとき	— 千円	・巡回監視 日額480円 ・応急作業 日額730円
下水道使用料徴収手当	下水道使用料又は下水道事業受益者負担金の徴収のため個別訪問したとき	— 千円	日額 300円
医師研究手当	診療所に勤務する医師がその業務に従事したとき	— 千円	月額 65,000円
簡易水道業務手当	水道料金の徴収のため個別訪問したとき	— 千円	日額 300円
	給水停止処分又は給水停止解除の業務に直接従事したとき	— 千円	1件 210円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	319,121 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	309 千円
支給実績（令和5年度決算）	314,821 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	305 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 3,000円、子 11,500円 その他 6,500円	同じ	—	114,260 千円	249,477 円
住居手当	居住するための住宅を借り受け、家賃額16,000円以上を支払っている職員に対して、28,000円/月以内を支給	同じ	—	85,032 千円	268,241 円
通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円を限度に支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,000～31,600円を支給	同じ	—	56,632 千円	65,245 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して70,900円以内を支給	同じ	—	65,690 千円	608,244 円
休日勤務手当	休日等に勤務した職員に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給	同じ	—	5,020 千円	16,903 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難である職員で、新たに採用された医療職員は、採用の日から35年以内の期間	同じ	—	0 千円	0 円
宿直直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、医師等21,000円/回、その他4,400円～6,100円/回を支給	同じ	—	0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を支給	同じ	—	467 千円	11,675 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額30,000円、距離区分に応じて8,000～70,000円を加算した額を支給	同じ	—	1,686 千円	562,000 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給 料	市 長	925,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 963,000 円 / 621,500 円
	副 市 長	744,000 円	770,000 円 / 658,800 円
報 酬	議 長	506,000 円	537,000 円 / 447,000 円
	副 議 長	460,000 円	486,000 円 / 386,000 円
	議 員	431,000 円	464,000 円 / 360,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	
	副 市 長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 925,000×在職月数×50/100	(1期の手当額) 22,200,000 (支給時期) 任期毎
	副 市 長	744,000×在職月数×30/100	10,713,600
	備 考		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

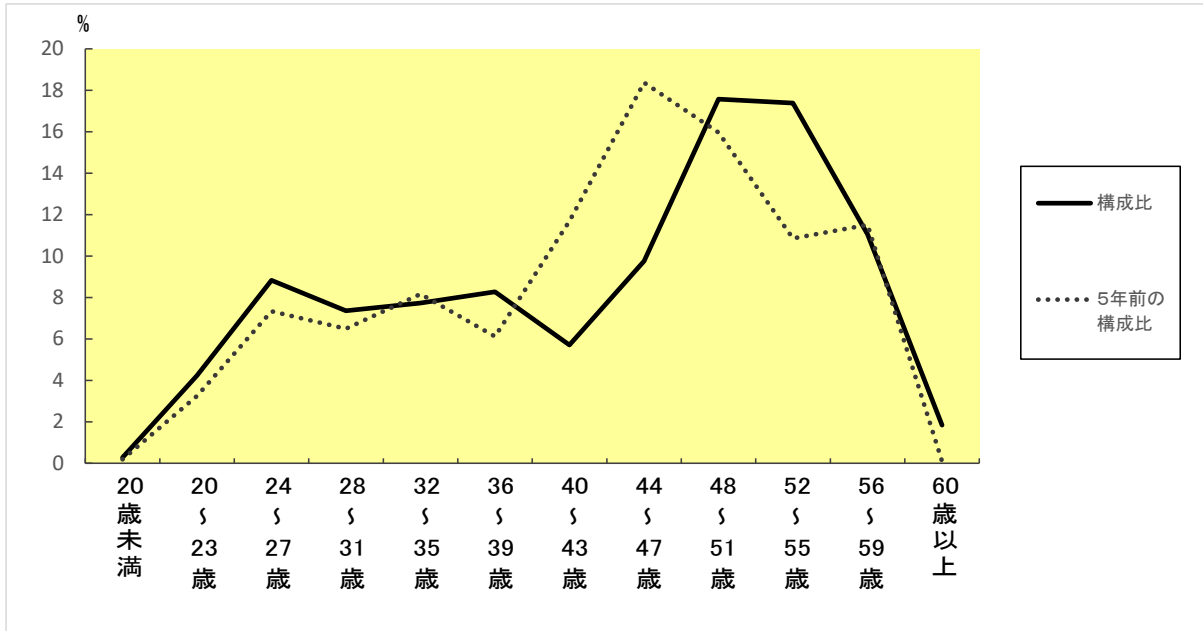
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	11	11	0	
		総 務	261	261	0	
		税 務	64	64	0	
		民 生	188	184	▲ 4	
		衛 生	70	64	▲ 6	
労 働		0	0	0		
農林水産		100	99	▲ 1		
商 工		44	46	▲ 2		
土 木	123	119	▲ 4			
	計	861	848	▲ 13	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.65 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 60.48 人)	
	教育部門	146	147	1	業務増加等に伴う増員	
	小 計	1,007	995	▲ 12	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.90 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 79.63 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	0	0	0		
	水 道	17	16	▲ 1		
	下 水 道	30	29	▲ 1		
	そ の 他	47	47	0		
	小 計	94	92	▲ 2		
合 計		1,101	1,087	▲ 14	<参考> 人口1万人当たり職員数 90.57 人	
		[1,329]	[1,329]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	46人	96人	80人	84人	90人	62人	106人	191人	189人	120人	20人	1,087人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	846	847	866	852	861	848	2 (0.2%)
教育	135	134	140	142	146	147	12 (8.9%)
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計	981	981	1,006	994	1,007	995	14 (1.4%)
公営企業等会計	97	98	92	91	94	92	▲5 (▲5.2%)
総合計	1,078	1,079	1,098	1,085	1,101	1,087	9 (0.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	千円 461,214	千円 91,486	千円 74,528	% 16.16	% 15.81

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は0円。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 12	千円 50,563	千円 3,321	千円 20,644	千円 74,528	千円 6,211	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
八代市	44.4 歳	341,442 円	487,367 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八 代 市		団 体 平 均	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,667 千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,593 千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.4) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 - 月分 (-) 月分	
勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分		勤勉手当 - 月分 (-) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 —	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

八 代 市			団 体 平 均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置 (退職時特別昇給)		
1人当たり平均支給額*** 千円 *** 千円			1人当たり平均支給額 7,847 千円		

※個人の特定ができるものについては、公表していません。

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都のうち特別区	20.0 %	0 人	20 %
大阪府のうち大阪市	16.0 %	0 人	16 %
福岡県のうち福岡市	9 %	0 人	9 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		2種類（2手当）		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
水道料金徴収手当	水道局に勤務する職員	水道料金の徴収のため個別訪問したとき	0 千円	1日 300円
停水手当	〃	給水停止処分又は給水停止解除の業務に直接従事したとき	0 千円	1件 210円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	2,386 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	149 千円
支給実績（令和5年度決算）	2,597 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	162 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 3,000円、子 11,500円 その他 6,500円	同じ	—	1,098 千円	183,000 円
住居手当	居住するための住宅を借り受け、家賃額16,000円以上を支払っている職員に対して、28,000円/月以内を支給	同じ	—	1,736 千円	289,400 円
通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円を限度に支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,000～31,600円を支給	同じ	—	772 千円	55,200 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して70,900円以内を支給	同じ	—	*** 千円	*** 円
休日勤務手当	休日等に勤務した職員に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給	同じ	—	17 千円	5,821 円
初任給調整手当	欠員の補充が困難である職員で、新たに採用された医療職員は、採用の日から35年以内の期間	同じ	—	0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、医師等21,000円/回、その他4,400円～6,100円/回を支給	同じ	—	0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を支給	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額30,000円、距離区分に応じて8,000～70,000円を加算した額を支給	同じ	—	0 千円	0 円